



島根県報

令和6年3月15日（金）

号外第22号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示**島根県告示第185号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項融資対象者の欄に次のように加える。

- (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項中「及び(2)」を「、(2)及び(4)」に改め、同表緊急融資の部災害対策特別資金の項中「（昭和37年法律第150号）」及び「（昭和22年法律第118号）」を削り、同表の注の1中「、新事業展開強化資金」を「及び新事業展開強化資金」に改め、同表の注の1に次のただし書を加える。

ただし、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち(4)に該当する者に係る取扱期間は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証（令和6年能登半島地震に係るものに限る。）の適用期限までの融資実行分までとする。

別表の注に次のように加える。

- 9 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和6年3月15日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。ただし、改正後の要綱別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項及び同表の注の1ただし書の規定については、令和6年1月25日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。